



事業内容

第三者評価事業

社会的養護施設  
第三者評価事業

ダウンロード

> 社会的養護施設第三者評価結果 > 検索結果一覧

## 社会的養護施設第三者評価結果 検索

### 浜松乳児院

第三者評価結果はこちら >

データ登録日 2024年05月16日

#### 【1】第三者評価機関名

(株)中部評価センター

SK2021148

SK2021155

評価調査者研修修了番号

#### 【2】種別

乳児院

定員

15名

施設長氏名

水谷 暢子

所在地

静岡県

URL

http://tootsu.jp/

開設年月日

1974年05月01日

経営法人・設置主体

社会福祉法人遠淡海会

職員数

常勤職員

18名

非常勤職員

8名

有資格職員

社会福祉士

2名

医師

2名

看護師

2名

保育士

14名

理学療法士

2名

公認心理師・認定心理士

2名

施設設備の概要

(ア) 居室数

2室

(イ) 設備等

サンルーム兼ほふく室、面会室、食事室

(ウ)

浴室、調理室、遊戯室

(エ)

親子生活訓練室、心理療法室、相談室

★理念

【法人の基本理念】

周りに及ぼす日々の自然の教えは、教えるとか指導するとか以上に大きな影響を与えます。施設の日常においては、周りの土地、建物、設備及び人等の総てが施設の良き雰囲気作りの要素としてふさわしくあるよう、施設全体の環境整備に努めます。

特に、施設の雰囲気作りに及ぼす「人」の影響の大きいことを考え、職員各々がその成長を心掛け、もって良き雰囲気醸成に努めます。

★基本方針

◇安心できる良い環境づくり◇

～かけがえのない大切な生命(いのち)の輝きを温かく見守る養育～

1.一人ひとりのこどもの最善の利益を追求する。

2.こどもの権利を擁護し、快い体験をたくさん引き出す家庭的養育により、将来の人格形成の基礎となる基本的信頼感を獲得させる。

3.安心、安全感のある応答的環境の保障により、共感、思いやり、自尊感情を育む。

4.個(性)を尊重し、たくましく、社会性を伸ばし自立への支援をする。

5.認め合い・分かち合い・支え合いにより、世代を超えたより良い絆を大切に家庭再生のための養育支援を行う。

#### 【4】施設の特徴的な取組

近年、被虐待児や未熟児、発達課題を持ったこどもも多く、これらのこどもたちは定期受診やリハビリテーションに通院している。院内でも、小児精神科医や理学療法士の助言を仰ぎ、日常生活の中で治療的な取り組みやベビーマッサージ、フレインジムを実施している。さらに理学療法士によるリハビリテーションを毎週1回実施している。また、感覚統合的な運動要素を盛り込み、各年齢・発達行動特性に沿った運動遊びを月2回程度実施している。

乳児院の多機能化事業の一つである育児指導機能強化事業を令和2年度より開始し、『かもっこ』と名付け、地域の子育て家庭の相談に応じるとともに、「おでかけ広場」としてベビーマッサージと親子運動遊びの出張

プログラムをそれぞれ2回、さらに這い這いやよちよち歩きを始めるようになった時期の子どもを対象にした「カムカムらんど」を月1回開催し幼稚園入園前の乳幼児の遊びの場と発達等相談の場を提供しているがいずれも盛況である。

児童相談所との連携では、浜松市は「はままつ『育ち・育ての連続性をつなぐ』支援事業」、静岡県は発達支援事業を実施しているが、テリングライフストーリーワークの一環として担当者からの想いを綴るといった新たな展開も増えている。当院の養育目標立案・評価のPDCAサイクルでは、子ども一人ひとりへの支援の充実のため、重点目標の取り入れとその評価に全職員がかかわる機会を設けているが、これにより子ども像の共有が図られている。

静岡県内をはじめ全国の保育施設での不適切保育の報道を受け、当院では、自らの足元を見つめ子どもに対する関わりについての話し合いの場を設けている。

## 【5】第三者評価の受審状況

2023年05月26日（契約日）～2024年05月08日（評価結果確定日）

### 前回の受審時期

令和2年度

#### ◇特に評価の高い点

##### ◆理念に託す管理者(院長)の思い

玄関を入ると、大きな紙に「令和5年度の基本理念」が記載されて掲示されている。「子どもの最善の利益は、支援する職員のみならず、子どもを取り巻く周辺環境や雰囲気によって成し遂げられる」との基本理念は創業時から変わっていないが、説明文にその折々の世情や福祉動向が盛り込まれている。管理者の強い思いが込められたこの掲示物は毎年更新されている。

##### ◆透明性の高い事業運営

法人のホームページでは、理念や方針、法人の概要、事業案内等、法人の体裁をくまなく開示している。苦情解決の体制や苦情内容等は事業報告書や広報誌に掲載されている。事業報告書や広報誌は、ともに法人のホームページ上で公開されており、誰でも苦情等の情報を確認することが可能である。事業所のホームページでは、「乳児院とは」のコーナーで制度を分かりやすく説明し、「一日の生活」や「年間行事」、「行事の様子」のコーナーでは、正しい理解が得られるように写真を多く掲載している。事業所の現金出納に関しても内部牽制が働く仕組みとなっており、事業運営全般にわたって透明性は高い。

##### ◆多職種参画の自立支援計画

自立支援計画の作成や見直しにあたり、担当職員のほか個別対応職員、看護師、栄養士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、理学療法士等の各専門職が、それぞれの立場で身体・生活状況を把握し、養育・支援方法を話し合っている。それを基に、さらに児童相談所の担当者の意見も参考にして、6ヶ月ごとに自立支援計画を作成している。多職種職員の参画により、理念に照らした「子どもの最善の利益を追求するための周辺環境」が整っていく。

## 【6】総評

#### ◇改善を求められる点

##### ◆中・長期計画の策定

明文化された中・長期計画はないが、理事会等では、今後の乳児院の多機能化が議論されている。在宅支援や病児・病後児の医療的支援、家庭復帰以後のアフターケア、里親支援等々である。職員配置の問題もあって期間は限定的であるが、既に里親に対するレスパイト・ケアは実施されている。3年先、5年先の事業展開を見極めることは難しいが、可能な範囲で事業の方向性を見定め、中・長期計画として文書化することが望ましい。中・長期計画は、単年度の事業計画を作成する際の後ろ盾ともなる。

##### ◆災害時の地域との連携体制の構築

災害時の対応に関しては、「防災管理規程」や「消防計画」等の規程・マニュアル、災害時のBCP(事業継続計画)が整備されている。また、各種防災資機材の整備もしている。各マニュアル等は、毎年度職員に説明しており、毎月、防災訓練や資機材の点検を実施している。行政への通報訓練を除き、自治会等地域と連携した訓練までは行っていない。特に夜間の災害時には、地域の協力が不可欠となる。地域との連携体制を整えることが望ましい。また、作成したBCPに基づいた訓練の実施と、訓練で見出された課題への取組みについても、今後検討されたい。

## 【7】第三者評価結果に対する施設のコメント

今回第三者評価受審をした年度は、静岡県内において通園バス園児置き去り事件や不適切保育の摘発で、子ども家庭庁発足年度ながら、子どもを巡る「安心・安全」対策を問いただす年度でした。安全装置などのハード面の取り入れも十分大切ですが、「福祉は人なり」でソフト面での養育者の深い配慮なくして、「いのち」も「育ち」も補償はないことを再認識させられました。乳児院が「子どものいのちを護る最後の砦」であることを踏まえ、様々な観点からの評価について熟慮しながら、見つめ直していきたいと思っております。

第三者評価結果はこちら >>

[トップページ](#)

[事業内容](#)

[第三者評価事業](#)

[社会的養護施設第三者評価事業](#)

[ダウンロード](#)

福祉サービス  
第三者評価事業



事業内容

第三者評価事業

社会的養護施設  
第三者評価事業

ダウンロード

> 社会的養護施設第三者評価結果 > 検索結果一覧

## 社会的養護施設第三者評価結果 検索

### 浜松乳児院

前ページに戻る |>

データ登録日 2024年05月16日

#### 第三者評価結果詳細

##### 共通評価基準（45項目）I 養育・支援の基本方針と組織

###### 1 理念・基本方針

###### (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

第三者  
評価結果

a

###### 【コメント】

「子どもの最善の利益は、支援する職員のみだけでなく、子どもを取り巻く周辺環境や雰囲気によって成し遂げられる」との創業者の思いを理念に掲げ、ホームページやパンフレットに記載している。施設内にも、「令和5年度の基本理念」として掲示がある。基本理念は変わらないが、説明文にその折々の世情や福祉動向が盛り込まれており、この掲示物は毎年更新されている。

###### 2 経営状況の把握

###### (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

第三者  
評価結果

a

###### 【コメント】

管理者（院長）は、現在は職を辞しているが、長く全乳協（全国乳児福祉協議会）の役員を務めていた経緯があり、全国レベルの情報をいち早く把握することができる。この数年、こども家庭庁の新設をはじめ国や県、市の施策や方針が目まぐるしく転換される中、乳児院の運営に関しては、決して安穩とした状況とは言い難い。次年度に予定される「児童福祉法」の大幅改正を視野に入れつつ、危機感をもって事業運営にあたっている。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

###### 【コメント】

行政（国、県、市）が進める里親制度によって入所する子どもの数が漸減し、現在、暫定定員は10名を切った状態である。健全な乳児院運営を目指すために、多機能化や高機能化への取組みを考えており、乳幼児総合支援センター構想も視野に入れている。ただ、職員配置と事業の推進との整合を図る必要もあり、臨機応変に新規事業に進出することは難しい状況である。

###### 3 事業計画の策定

###### (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

第三者  
評価結果

b

###### 【コメント】

明文化された中・長期計画はないが、理事会等では、今後の乳児院の多機能化が議論されている。在宅支援や病児・病後児の医療的支援、家庭復帰後のアフターケア、里親支援等々である。職員配置の問題もあって期間は限定的であるが、既に里親に対するレスパイト・ケアは実施されている。3年先、5年先の事業展開を見極めることは難しいが、可能な範囲で事業の方向性を見定め、中・長期計画として示すことが望ましい。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

###### 【コメント】

中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画は、前年度の事業計画を総括した「事業報告書」の結果を受けて作成されている。事業計画には重点

事業（令和5年度は7項目）を掲げているが、数値目標や具体的な到達点が設定されておらず、期中の進捗確認や期末の最終評価が曖昧なものとなっている。「事業報告書」で1年間の成果を正確に報告するためにも、事業計画の重点事業には目標とする明確な指標を示すことが望ましい。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

- ① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【コメント】

事業計画の作成にあたっては、冒頭の部分を管理者が記述し、内容部分に関しては事務長（基幹的職員）が担当して仕上げている。内容部分は、事務長が現場から上がってきた意見や資料を集約して作成している。理事会を経て確定した事業計画は、月に2回開催される会議（職員会議等）で職員周知が図られる。

- ② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【コメント】

乳児院という事業の特殊性（保護者それぞれが様々な事情を有している）から、保護者会の組織化は難しく、FSW（家庭支援専門相談員）が個別に対応している。訪問したり電話連絡や文書のやり取りを行っているが、事業計画の詳細にまでは説明していない。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者  
評価結果

- ① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【コメント】

法定の第三者評価を3年ごとに受審しており、受審の無い年には同じ評価基準を使って自己評価を行っている。その自己評価結果を前回結果と比較・分析し、事業報告書に記載している。近年、社会的な問題として、保育所等での子どもに対する不適切な支援が報道されていることもあり、権利擁護に関しては最大限の注意を払っている。院で独自の基準を設け、職員は日々「自主評価」を行っており、子どもの権利侵害に陥らない養育・支援を実践している。

- ② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】

自己評価の分析から、課題は明確になっている。令和3年度自己評価でC判定であった9項目が、令和4年度では8項目に減少した。その点は評価できるが、改善活動にスピード感がない。改善課題を「直ぐに着手できるもの」、「事業計画に取り上げて1年がかりで取り組むもの」、「中・長期計画に回すもの」等に分類し、改善活動にあたっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にし、計画的に取り組むことが望ましい。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者  
評価結果

- ① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【コメント】

管理者（院長）は、長く全乳協（全国乳児福祉協議会）の役員を務めていた経緯があり、強い責任感の下に事業運営を行っている。管理者の職責は「管理規程」に記載されており、またBCP（事業継続計画）の記載から、管理者不在時の有事等の際には、その責任や権限が事務長、主任の順で委任されることが読み取れる。

- ② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【コメント】

管理者の指導の下、職員は高いコンプライアンス意識をもって養育・支援にあたっている。児童虐待等の権利擁護に関するだけでなく、働き方改革や各種ハラメント等、諸法令に関することは、理事長が研修講師となって職員を啓蒙している。年度内完成を目指し「安全計画」を完成させる予定である。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

- ① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

子どもが健康で充実した日々を送れるよう、管理者の指導の下で様々な試みが展開されている。PT（理学療法士）を新たに配置し、リハビリテーションと発達支援の強化を図った。脳と身体を刺激するエクササイズを行う「ブレインジム」を導入し、子どもの運動能力の向上はもちろんのこと、メンタル面でもより安定した状態を作り出している。ペーパーマッサージを企画し、月に2回外部からインストラクターを招聘して運動遊びを行っている。

- ② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

法人内の人的資源を有効活用することにより、業務の実効性が高まっている。他事業所と兼務のPT（理学療法士）は、子どもの成長に合わせた環境整備に力を発揮している。ICT化を進めて記録類がデータ化されているが、手書きの記録等との併用を図り、双方の利点を上手く活用している。ICT化への対応は、職員の意見も取り入れて進めている。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者  
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 a

【コメント】

職員採用、育成は事業所の責任で行っており、職員雇用が安定していることから、現時点では職員の不足感はない。現在、産休や育児休業中の職員がいるが、ほとんどの職員は休業後に復職を果たしており、概して勤続年数が長く経験値の高い職員集団である。

② 15 総合的な人事管理が行われている。 b

【コメント】

人事考課制度の運用はなく、年功序列型の人事制度である。目標管理に関して制度としての導入はなく、家庭的で穏やかな人事管理を行っている。ただ、職員の業務上の成果や勤務に対する姿勢が評価されないことによって、専門職としての資質の向上やモチベーションの維持・高揚の面では懸念材料となる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a

【コメント】

直接処遇職員に関しては、時間外勤務はほとんどなく、職位や職種による年次有給休暇の取りづらさもない。福利厚生面も充実しており、心身両面の健康維持、増進に配慮がある。ワーク・ライフ・バランスにも配慮し、育児休業明けの職員や子育て中の職員の時短勤務を認め、夜間帯の勤務を免除する策が講じられている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 b

【コメント】

目標管理制度の運用と職員研修が人材育成の柱であるが、目標管理は実施されていない。職員研修は、全乳協（全国乳児福祉協議会）の「乳児院の研修体系」に沿って進めており、法人及び事業所としての研修体系は構築されていない。職員にも分かりやすいキャリアパスを構築し、それに沿った研修体系の構築や目標管理制度の導入が待たれる。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 b

【コメント】

全乳協（全国乳児福祉協議会）の「乳児院の研修体系」に沿って研修を計画しており、研修内容に合った職員を参加させている。「研修ポイント表」によるポイント制をとっており、必要なポイントを獲得すると次の階級に進める仕組みである。職員育成を目的として、階層別、職種別、テーマ別等の研修を体系化し、事業所独自の研修体系を構築することを期待したい。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 a

【コメント】

「研修ポイント表」によるポイント制を導入しており、職員個々の研修履歴が管理されている。研修後には職員から「出張復命書」の提出を求め、所感欄には研修で得た職員の気づきや今後のアクションプランが記載されている。新規に入職する職員には、導入研修に加えて先輩職員によるOJTが行われており、研修期間はほぼ3ヶ月間である。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 b

【コメント】

実習生受入れの意義や目的が記載された「実習生受入れマニュアル」が整備され、マニュアルに沿った受入れを行っている。ただし、今年度を含むコロナ期間中は、感染拡大防止の観点から受入れを自粛している。令和6年度からは、これまで通り保育実習生の受入れを再開する予定である。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者  
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 a

【コメント】

法人及び事業所のホームページが充実している。法人のホームページでは、理念や方針、法人の概要、事業案内等、法人の体制をくまなく開示している。苦情解決の体制や苦情内容等は事業報告書や広報誌に掲載されている。これらはともに法人のホームページ上で公開されており、確認することが可能である。事業所のホームページでは、「乳児院とは」のコーナーで制度を分かりやすく説明し、「一日の生活」や「年間行事」、「行事の様子」のコーナーでは、正しい理解が得られるように写真を多く掲載している。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 a

【コメント】

事業所における金銭出納は、5万円を限度とする小口現金性をとっており、購買等の決裁権を管理者（院長）が有し、出納責任者を事務長としている。決済者と出納責任者を2名に分かつことにより、内部牽制が働く透明性の高い仕組みとなっている。法人監事による内部監査においても、特段の指摘事項はない。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者  
評価結果

- ① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 a

【コメント】

事業の特性により、秘匿性の高い情報を数多く持つことから、安易に部外者を施設内に入れることはためらわれる。その足枷があり、地域との積極的な交流の妨げとなっている。しかし、「お買い物の日」を毎月設定し、子どもが地域のスーパーで買い物を楽しむなど、できる限りの取組を行っている。管理者と職員は、地域と関わり、地域に貢献したいとの思いもある。故人となった初代院長が、後進に向けて「地域福祉の担い手として今後さらに発展していくことを祈念する」との言葉を遺している。

- ② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 b

【コメント】

地域の高校の生徒がクリスマスの飾りつけを手伝ったり、紙芝居を見せてくれる。サンタに扮した金融機関の職員がプレゼントを持ってくる。定期的に散髪ボランティアが訪問し、企業の新人研修の福祉体験の場ともなっている。しかし、それらのボランティアを受け入れるためのマニュアルは整備されていない。秘匿性の高い個人情報が多いこともあり、守秘義務等を確実に守るための手順を定めたマニュアルの作成が求められる。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

- ① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 a

【コメント】

市や県の担当課、保健センター等の行政機関とは常に連携しているが、特に児童相談所との関わりは深い。保護者との接触も、児童相談所が間に入るケースが多い。また、要保護児童対策地域協議会にはFSW（家庭支援専門相談員）が参加し、地域の課題や要保護児童の情報を共有している。医療機関も重要な社会資源であり、特に関わりの深い嘱託医は毎週の訪問診療がある。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- ① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 b

【コメント】

育児指導機能強化事業を行っており、地域の子育て家庭を支援している。その支援の一環として電話相談や家庭訪問を行っており、子育て世代の抱えている不安や疑問、課題等を把握している。その取組みの中から、具体的な地域のニーズとして「ショートステイ」や「レスパイト・ケア」が挙がってきている。

- ② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 b

【コメント】

ショートステイやレスパイト・ケアのニーズが高いことは把握しているが、職員配置の面で常時受入れが可能なわけではない。里親に対するレスパイト・ケアは、条件があったケースには対応が始まっている。育児指導機能強化事業の積極的な推進が期待される。

III 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

- (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。 第三者  
評価結果

- ① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 b

【コメント】

職員が毎日「自己評価チェックリスト」により、権利擁護等に関する自己評価を行い、意識向上を図っている。チェックリストの項目については、何を取り上げるのか定期的に見直しを行っている。「自己評価チェックリスト」の集計は年1回行っており、改善につなげている。集計結果をタイムリーに、かつ組織的に活用できると、さらに効果があると思われる。子どもを尊重した養育支援を目指すため勉強会（ケースカンファレンス）を実施している。

- ② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 a

【コメント】

乳児院という事業の特性上、また子どもの安全面の優先から難しい面もあるが、職員自身はプライバシー保護の意識をもって養育にあっている。特に保護者等との面会時には、確実に面会場所を分けたりと、他の子どもの心情に配慮している。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

- ① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 a

【コメント】

入所時には、保護者に対して理念や基本方針、養育・支援内容が説明されたパンフレットを配付している。見学希望者には、感染症流行時等を除き、その都度対応している。ホームページや広報誌でも情報を公開しており、広報誌は院内に掲示もしている。

- ② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。 b

【コメント】

保護者等には、個々のケースに応じた対応や説明を心がけている。お宮参り、お食い初め、一升餅等の行事への参加、定期健診の付き添い、散髪の際の髪型確認等、保護者の意思を尊重して確認している。今後は、養育の内容について説明を受けたり、保護者からの意見を聞いたりしたことを書面で残し、署名をいただくなどの仕組みの構築を検討されたい。

- ③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 a

【コメント】

措置変更先への申し送り事項（発達状況や経過、健康状態等）は書面にて伝達している。保護者へは決まった様式はないが、必要な内容を伝達している。児童養護施設、里親等から児童相談所を通して依頼があれば、ライフストーリーワークの協力をしている。また、施設訪問等の希望があれば、その都度対応しており、実際に遊びに来る子どももいる。職員自身も、移行先の児童養護施設に会いに行くことがある。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

- ① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

【コメント】

日々の子どもの関わりの中で、養育の質の向上に心がけ、子どもの満足を得られるよう努めている。保護者等については、面会、電話連絡等の際に、可能な限り気持ちを把握するよう努めている。具体的には、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員が担当となることで、保護者等が気持ちを話しやすいよう配慮している。把握した内容は施設全体で共有して対応するようにしている。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

- ① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a

【コメント】

苦情解決の体制は整備され、ホームページや院内の掲示物にて周知されている。玄関には意見箱が設置されており、匿名で意見や苦情を提出することができる。保護者等には、入所時に苦情解決の説明がなされている。ホームページや広報誌に、苦情の件数・内容が公表されている。苦情を受け付けた場合には、その内容を職員会や勉強会にて全職員に周知し、解決策を検討している。

- ② 35 保護者等が相談や意見等を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 a

【コメント】

入所の際に、保護者に「苦情申出窓口の設置について」の書類を配付して説明し、廊下にも掲示している。直接申し出にくい場合には、児童相談所に伝えてもらえるよう案内している。保護者面会の担当者を、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員とし、保護者が相談しやすく、意見を言いやすいよう配慮している。面会の場所が個別で用意され、保護者の気持ちを聞く時間も可能な限り大切にすることの配慮がなされている。

- ③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 a

【コメント】

面会等にて保護者が相談しやすいよう配慮し、意見の傾聴に努めている。把握した意見は会議等で職員全体で共有し、改善して養育・支援の質の向上に努めている。院内に意見箱を設置しているが、来訪者が限定されていることから、これまでに意見が入ることはほとんどない。外泊した際に何かあったときは、保護者からの相談に適宜応じることがある。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

- ① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 a

【コメント】

現在「安全計画」を作成中であり、既存の「危機管理マニュアル」や防災、感染症対策関連の規程・マニュアルを今後整理する予定である。院内の安全点検を月1回行っており、法令に従って建築物定期点検が行われている。感染症予防、災害、不審者対応等に関する外部研修に職員を派遣し、内部研修に役立てている。散歩や遊びの際にリスクがある場所などが書き込まれた施設近辺の手作り地図が掲示されており、分かりやすく職員間で共有、活用されている。

- ② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a

【コメント】

乳幼児に多い各感染症のマニュアル、緊急時マニュアル、新型コロナウイルス感染症等の事業継続計画等を整備している。感染症が流行するごとに最新の情報収集を行い、マニュアルの更新をするなど、実態にあった有効性の高い体制を整えている。外部研修で得た知識・情報は他職員にも周知されている。実際に新型コロナウイルス感染症の発生時には、使用後の食器・食具のアルコール消毒を行ったり、使い捨て食器を使用するなど、実態に合わせた柔軟な対応を行った。

- ③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 b

【コメント】

災害時の対応に関しては、「防災管理規程」や「消防計画」等の規程・マニュアル、災害時のBCP（事業継続計画）がある。また各種防災資機材の整備もしている。各マニュアル等は、毎年度職員に説明しており、毎月、防災訓練や資機材の点検を実施している。行政への通報訓練を除き、自治会等地域と連携した訓練までは行っていない。作成したBCPに基づいた訓練の実施と、訓練で見出された課題への取組についても、今後検討されたい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者  
評価結果

- ① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 a

【コメント】

院内研修でまとめられた「養育のマニュアル」がある。令和2年度より全面的に見直しをしており、現在も見直しを継続中である。また、毎月の職員会議等で子どもの個別の状況を踏まえつつ、標準的な実施方法の確認と見直しを行っており、暫時の決定事項として記録し周知されている。

- ② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 b

【コメント】

「養育のマニュアル」に適宜部分的な修正を加えてきたが、職員体制や子どもの状況が日々変化の中で、追いついていけない感がある。子どもの成長や健康状態の

変化等による日常的な支援の方法・変更事項は、ホワイトボードへの掲示と朝夕の申し送りによって職員に周知されている。「養育のマニュアル」は、作成日と更新日を明示することで活用しやすくなる。マニュアルを基に子どもの状況や職員体制に応じた支援方法を検討・実施するなど、現実的で有効的な活用方法を検討されたい。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

- ① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 a

【コメント】

担当職員のほか個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員等の各専門職が、身体・生活状況を把握し、養育支援方法を話し合っている。その内容を基に6ヶ月ごとに自立支援計画を作成している。毎月子ども個々の具体的なニーズに基づいて目標の設定がなされ、養育支援を行っている。支援困難ケースの対応については、勉強会（ケースカンファレンス）で取り上げて話し合い、自立支援計画の内容に反映させている。

- ② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 a

【コメント】

自立支援計画は6ヶ月ごとに評価・作成を行っている。また年に2回（6月・12月）、児童相談所との検討会議を行い、自立支援計画の擦り合わせを行っている。自立支援計画を基に、毎月の目標・支援内容を決めて実施しており、きめ細かな目標設定、支援内容の見直しが行なわれている。緊急に自立支援計画を変更した実績はないが、月ごとの目標・支援内容の見直しにより、子どもの変化に応じた内容・支援となるよう対応している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

- ① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

【コメント】

記録については、現場での手書きの記録、パソコンでの入力とネットワーク管理で行っている。健康日誌、観察日誌、看護記録等、子ども一人ひとりの日々の健康状態や発達に関する記録を詳細につけている。記録を基に毎月の「支援目標・反省（案）」を担当者が作成し、職員会議にて修正・追加して決定し、目標に対する意識の統一を図っている。支援目標は居室への掲示とパソコン内のデータで職員へ周知している。職員により記録に差異が生じないように、様式の中で記入方法が統一されている。

- ② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 a

【コメント】

子どものケースファイルは鍵のかかる書庫で管理している。各パソコンにはパスワードが設定されており、職員であれば同じ内容の情報を閲覧できるようになっている。法人が定める「個人情報及び機密情報管理規程」について入職時に説明し、個人情報に関する誓約書を徴している。保護者への説明は、入所時にリーフレットにより行っている。記録管理の責任者は理事長、管理者を法人事務局長及び各施設長としている。

内容評価基準（22項目）

A-1 子どもの権利保護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利保護

第三者  
評価結果

- ① A1 子どもの権利保護に関する取組が徹底されている。 a

【コメント】

基本的な人権への配慮については、「乳児院倫理綱領」を基に取り組んでいる。毎日職員一人ひとりが「自己評価チェックリスト」による自己評価、他者評価を実施し、権利保護に関する意識向上を図っている。職員会議等で、個々の子どもを尊重した養育支援に関する話し合いの機会がある。権利保護に関する外部研修に参加し、復命報告を行っている。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

- ① A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a

【コメント】

子どもへの対応を勉強会（ケースカンファレンス）等で取り上げて話し合い、不適切な関わりがないよう注意喚起を図っている。具体的には、食べられない子どもに対してどのような支援をしていくのか、また、どのような支援が望ましいのか、話し合い実施している。メディアで不適切な関わりとして取り上げられた事例を基に、自分たちの子どもに対する関わりが適切であるか、話し合い見直す機会がある。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者  
評価結果

- ① A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。 a

【コメント】

ローテーション勤務の中でも、担当者との個別の関わりは大切にしている。具体的には、行事や年1回以上の家庭生活体験などを実施している。家庭生活体験とは、一人ひとりの子どもがどんなことに興味があるのか担当者が考え、外出などを含めた過ごし方を企画して担当者で体験するものである。日々の養育の中でも、可能な範囲で個別の関わりが持てるよう努めている。

- ② A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。 a



【コメント】

日々の戸外遊び、近所への買い物、畑での様々な野菜・果物の栽培と収穫体験、調理等の様々な生活体験の機会を設定し、家庭的な雰囲気の中で、子どもたちが成長・発達するよう努めている。衣類は個別化し、一人ひとりの引き出しに整理されている。玩具については、月齢や発達段階を考慮する必要があり、子どもが自由に遊びたい玩具を出して遊ぶことは難しいが、個別面会時など安全が確保できる適切なスペースでは自由に遊べるよう配慮している。

(2) 食生活

- ① A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。 a

【コメント】

授乳間隔は3時間を目安にしているが、間隔が空きすぎている場合や定量飲めない子どもは、授乳間隔を調整するなど状況によって判断し、職員間の共有を図っている。ミルクをなかなか飲めない子どもについて、毎日の観察の下、どういった状況の時に飲めているのかなどを職員間で把握、周知し、その子どものリズムを大切に1日のトータル量が極力飲めるように工夫して授乳している。やむを得ない場合を除き、一人飲みはさせていない。

- ② A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。 a

【コメント】

食事の量・かたさ・形・切り方を子どもの発達状況に合わせて提供し、様々な食べ物の味に慣れることができるよう配慮している。食事を嫌がったり遊び食べをする子どもについては、食事時間を早めに調節して職員がマンツーマンで付き添い、時間をかけてゆったりと食べるようにしている。栄養士・調理員は職員と共に食事介助に入り、発達状況を把握して食事内容に活かしている。アレルギー反応が現れた場合には、その時の状況の記録や画像を撮り、嘱託医と連携して対応している。

- ③ A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。 a

【コメント】

理学療法士が介入し、一人ひとりの身体の大きさにあった椅子に改良している。食器やコップは個別化し、スプーンや顔拭き・手拭きも個別で色分けするなど、食事環境を大切にしている。おやつ後の歯磨きも定着している。コロナ感染症に対する配慮や人員配置の問題から、職員が一緒に食べることは難しくしたが、今後は職員1人でも一緒に食べられるようにしたいと考えている。偏食や馴染みのない献立を受け付けられない子どもに対しては、無理強いしないことを基本に、少しでも食べられるよう声掛けを工夫している。

- ④ A8 栄養管理に十分な注意を払っている。 a

【コメント】

厨房職員と現場職員が連携し、摂取量や嗜好等のチェックを行っている。庭に家庭菜園があり、季節に合わせて様々な野菜・果物を栽培・収穫している。収穫した旬の食材を取り入れた献立が提供されている。また、収穫した野菜・果物をつかったクッキング等を実施しており、子どもたちの楽しい行事となっている。アレルギー児の除去食も必要に応じて実施している。はじめて食べる食材に関しては、少量から摂取し、アレルギー反応を確認しながら進めている。

(3) 日常生活等の支援

- ① A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。 a

【コメント】

気温の変化や場面に配慮し、適切な衣類管理が行われている。衣類や寝具等は個別化され、整理・収納されている。個別化により、子ども一人ひとりの活動面や体質面に配慮している。

- ② A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。 a

【コメント】

室内の温度・湿度・採光に配慮し、オルゴールや音楽CDを使用して入眠しやすい環境を整えている。浅眠になりやすい子どもには、特に遮光・遮音・トントン・抱っこ等、子ども一人ひとりに合わせた対応をしている。夜間帯は夜勤職員が個別観察を行い、「夜間巡回表」に授乳量、健康状態の他、覚醒した時間、泣き、ぐずり等の様子を記録し、日勤帯職員への申し送りを行っている。

- ③ A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。 a

【コメント】

浴室やタオル等はその都度洗浄と消毒を行い、清潔に保たれている。入浴が苦手な子どもや泣けてしまう子どもがいる場合は、その前後の様子を記録し、原因と対応策を検討している。皮膚疾患、その他個別に配慮が必要な子どもは、入浴の順番等を替える等の配慮を行っている。

- ④ A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。 a

【コメント】

排便が困難な子どもに便意の表出らしきしぐさが見られた際は、オマルに座らせて排便を促している。トイレトレーニングは、時期を考慮し、職員の話合いで方法等を共有してから始めている。起床後にオマルに座らせることから始め、トレーニングパンツ・オムツパッドの併用から薄パンツまで、段階的なオムツ外しを心掛けている。

- ⑤ A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。 a

【コメント】

玩具は毎回子どもの状況を見て職員が選択している。保護者持参の玩具や家庭体験で購入した玩具のみ個別化し、面会時に少人数で遊ぶときは子どもが自由に選んでいる。戸外遊びは散歩を日課としている。職員と手をつないで歩いたり、乳母車を使用したりしている。遠足や家庭生活体験等の様々な外出体験を通して、総合的な発達を促している。月2回程度、専門の非常勤職員による感覚統合運動プログラムを実施し、発達を促して遊びの幅を広げる機会を設けている。

(4) 健康

- ① A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。 a

【コメント】

日常的に「健康日誌」や「看護記録」による健康管理を行っており、週1回、嘱託医の訪問診療がある。不定期で小児精神科医や理学療法士の診察の機会もあり、各専門の医療機関と十分な連携を図り、専門性のある健康管理が行われている。怪我・発疹などは、記録とともに必要に応じて写真を撮影をし、診療に役立てている。異常があればすぐに受診している。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ② | A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

療育が必要な子どもについては定期的に診察を受けており、受診している医療機関や非常勤契約をしている理学療法士のアドバイスを受けて、事業所内でもリハビリテーションや配慮のある支援に取り組んでいる。服薬管理は、「管理表」の二重チェックにより適切になされている。子どもたちは、年に2回、発達検査を受けている。

(5) 心理的ケア

- |   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| ① | A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。 | a |
|---|------------------------------|---|

【コメント】

乳幼児への支援は、日々の療育やベビーマッサージ、治癒的遊び等を利用して計画的に行っている。ベビーマッサージは、専門性のある非常勤職員が中心となり行っている。夜泣きや他害、痙攣など、子どもが表出する言動について、勉強会等で話し合い、心理面に配慮した支援を行うよう努めている。対応困難ケースについては、精神科嘱託医に相談してアドバイスを受け、養育・支援に役立てている。心理療法担当職員を配置し、家庭支援専門相談員とともに、面会等の際の保護者対応を行っている。

(6) 親子関係の再構築支援等

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ① | A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

年4回、子ども一人ひとりの成長を写真や文章で表した「たより」を作成し、保護者等に渡している。保護者にとって嬉しく感じる「たより」であり、子どもへの関心や面会等の促進にもつながっている。他にも、クリスマスカードや父母の日のカードを作成して渡している。面会や外出、外泊時における保護者等とのコミュニケーションを大切にしており、その際に育児手技についても話し合い、必要に応じて養育スキルが向上するよう支援している。

- |   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| ② | A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。 | a |
|---|-------------------------------------|---|

【コメント】

入所時は児童相談所が作成したアセスメントにより家庭状況を把握し、入所後は児童相談所や他関係機関から得た情報や、職員が保護者等から得た情報を記録して共有している。児童相談所を中心に関係機関と連携を図り、家族支援を行っている。心理療法担当職員や家庭支援専門相談員等が面会に出席し、育児手技の獲得状況を観察して必要な支援を行っている。外出・外泊時の子どもと保護者との関わり、食事・睡眠・遊び等の様子を詳細に聞き取り、支援に役立てている。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

- |   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| ① | A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。 | b |
|---|---------------------------------------|---|

【コメント】

措置変更先への申し送り事項（発達状況、発達経過、健康状態等）を書面にて伝達している。保護者へは必要な事項を伝達し、退所後に安定した生活が送れるよう配慮している。しかし、書面での伝達はないため、書式を定めて必要事項に漏れないよう配慮されたい。児童養護施設や里親等から児童相談所を通じて依頼があれば、ライフストーリーワークへの協力をしている。退所後に遊びにくる子どももいる。児童相談所が主導する「子どもの育ち・育てをつなぐ支援事業」にも協力している。

(8) 継続的な里親支援の体制整備

- |   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| ① | A20 継続的な里親支援の体制を整備している。 | b |
|---|-------------------------|---|

【コメント】

事業所では、主に里親マッチング時や委託前の養育支援を実施している。里親委託後は市の児童相談所里親推進グループが家庭訪問等を通して支援する体制がある。里親から個別に要望があれば施設訪問を受けている。日程等の条件があれば、里親のレスパイト・ケアを実施しているが、職員配置の問題等もあって、里親の要望に十分な対応ができる体制とはなっていない。

(9) 一時保護委託への対応

- |   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| ① | A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。 | b |
|---|---------------------------------------|---|

【コメント】

一時保護の受け入れ時は、子どもの健康状態の把握に努めている。初期のアセスメント不足があった場合には、児童相談所を通じて情報収集に努めている。28条ケースや入所同意を得るのに時間がかかるケース等は、子どもに不利益が生じないよう、通常の入所対応とかわらない支援を行っている。里親委託を前提とした一時保護委託では、院内で里親実習を行うこともある。一時保護委託に対応するためのマニュアルの整備を期待したい。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ② | A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。 | b |
|---|---|---|

【コメント】

緊急的な一時保護を受け入れる体制は整備されているが、対応するためのマニュアルが作成されていない。在籍している子どもの安全性の確保も必要であり、緊急一時保護を必要とする子どもの健康状態、入所している子どもの健康状態や職員体制を総合的に判断し、受け入れを制限せざるを得ない場合もある。